

自転車防犯登録をお願いします

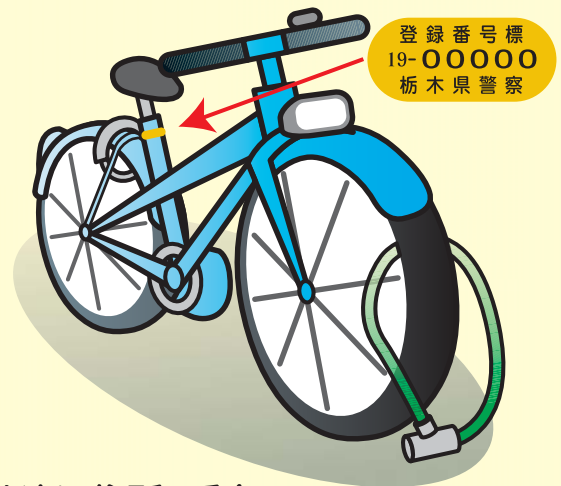
◎自転車の防犯登録は、法律で義務づけられています。

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」

第12条 (自転車等の利用者の責務)

第3項 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者(防犯協会)の行う防犯登録を受けなければならない。

必ず防犯登録をしましょう!



◎登録の方法は?

お店に備え付けの「自転車防犯登録カード」に住所、氏名、電話番号を記入するだけです。

◎登録料が必要です。

自転車防犯登録のメリット

- ◎ 車体の見やすいところに登録シールが貼られているので、所有権を明らかにしていることで、盗難防止効果があります。
- ◎ 自転車が盗難にあっても、防犯登録標や車体番号によって所有者の特定が早期に容易にできます。
- ◎ 自転車利用者が万一、事故にあい、仮に連絡先が不明であっても登録された自転車であればすぐに家族に連絡ができます。

公益社団法人 栃木県防犯協会